

国立大学法人鳥取大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について

1. 経緯

令和2年10月16日、鳥取大学における研究活動の不正行為に関する告発及び相談の受付窓口にてメールによる告発（不正の種類：盗用）があった。

被告発論文は、鳥取大学農学部共同獣医学科 准教授 東 和生を筆頭著者とする論文であり、既に撤回されその旨が公表されている論文である。なお、告発者のメールには、告発者の氏名の記載はなかった。

本告発を受け、本学は鳥取大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則（以下「本学規則」という。）に基づき、予備調査を行った上で本調査を行うことを決定し、学外者を含む調査委員会を設置し、本調査を開始した。

2. 調査

(1) 調査体制（調査委員会8名）

委員長	河田 康志	鳥取大学 理事（研究担当、IT担当）
委員	細井 由彦	鳥取大学 理事（企画・評価担当、ダイバーシティ推進担当）
	川村 尚生	鳥取大学工学研究科 教授
	北村 直樹	鳥取大学農学部 准教授
	大槻 公一※	元 京都産業大学鳥インフルエンザ研究センター長・教授
	浅井 浩二※	あさい総合法律事務所 代表弁護士
	矢島 啓※	島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター 教授
	松鶴 彩※	鹿児島大学共同獣医学部 准教授

注. 氏名の後に※を付した委員は学外者

(2) 調査期間

令和2年12月10日（木）～令和3年10月29日（金）

(3) 調査対象

1) 調査対象論文

【論文①】

学術誌：Journal of Functional Biomaterials 2015, 6, 104-142

論文名：Chitin, Chitosan, and Its Derivatives for Wound Healing : Old and New Materials (Review)

【論文②】

学術誌：Journal of Biomedical Nanotechnology 2014, 10, 2891-2920

論文名：Preparation and Biomedical Applications of Chitin and Chitosan Nanofibers (Review)

【論文③】

学術誌：Journal of Functional Biomaterials 2015, 6, 33-49

論文名：Anticancer and Anti-Inflammatory Properties of Chitin and Chitosan Oligosaccharides (Review)

【論文④】

学術誌：Pure and Applied Chemistry 2016, 88, 605–619.

論文名：Nanofibers based on chitin: a new functional food (Review)

注. 被告発論文は論文①である。論文②～④は本学規則に基づき調査対象に追加した論文である。

2) 調査対象者

<筆頭著者（被告発者）>

元 鳥取大学農学部共同獣医学科 准教授 東 和生（論文①～④）

<共著者>

教員 5 名、元学生 1 名

3) 調査対象経費

<競争的研究費>

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）「基盤研究（C）」

課題番号：25410227

課題名：天然ナノ複合材料を用いた医用接着・シーリング剤の開発

研究代表者名：斎本 博之 鳥取大学工学部 教授

研究期間：2013（平成 25）年度～2015（平成 27）年度

科学研究費助成事業（科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金）「若手研究（A）」

課題番号：26708026

課題名：高強度キチンナノファイバー多孔体を用いた骨再生用足場材料の開発

研究代表者名：伊福 伸介 鳥取大学工学部 准教授（当時）

研究期間：2014（平成 26）年度～2016（平成 28）年度

<その他の資金>

自己収入（公的研究費は含まれていない。）

(4) 調査方法・手順

1) 書面調査：

被告発論文及び、被告発者が筆頭著者・責任著書である他の論文（28 報）の確認。

2) iThenticate を用いた記述の確認・内容の精査：

剽窃チェックツールの一つである iThenticate を用いて、上記論文（計 29 報）の記述と他の研究者の論文の記述との類似箇所の有無を確認（引用元が明記されている箇所は除く）。

3) 調査対象者への事情聴取：

被告発者及び共著者に対し事情聴取（対面及び書面）を実施。

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

①特定不正行為：盗用 [論文①～④の全て]

注. 盗用とは：本学規則では「他の研究活動に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究活動に携わる者の了解又は適切な表示なく流用すること」と定義している。

②特定不正行為以外の不正行為：不適切なオーサiership [論文④]

(2) 不正行為に係る研究者

○特定不正行為（盗用）に関与したと認定した研究者：

東 和生（元 鳥取大学農学部共同獣医学科 准教授）

○不正行為（不適切なオーサiership）に関与したと認定した研究者：

東 和生（元 鳥取大学農学部共同獣医学科 准教授）

(3) 不正行為が行われた経費・研究課題

特定不正行為（盗用）が認定された論文4報は、いずれも総説論文であり、日常的な教育研究活動を支える基盤的経費により行われた研究活動の中で作成されたものである。なお、直接関連する経費の支出としては、出版社への投稿前の英文校正料の支出を確認した（財源は自己収入）。

また、科学研究費助成事業の研究成果報告書の中に論文①が研究成果として記載されていたが、当該競争的研究費を用いた直接の成果として、当該研究成果報告書に論文①を記載したのではない。

注. 総説論文とは：特定の研究課題の成果として執筆された原著論文とは異なり、特定の分野に関する先行研究を集め体系化し、当該分野における研究テーマの現況や研究動向、展望等を示すことを目的とした論文である。

(4) 不正行為の具体的な内容

1) 特定不正行為（盗用）【論文①～④】

被告発者は、論文①の執筆に当たり、自らタイプするなどして他の研究者の論文の表現をそのまま書き写し、英文校正等により若干の単語の変更が見られるものの、ほぼ元となった他の研究者の論文の表現と同じ表現となっているという事実が認められた。また、他の複数論文（論文②～④）においても同様な行為が行われていることを踏まえ、故意による盗用であると認定した。

2) 不正行為（不適切なオーサiership）【論文④】

論文④の著者は、被告発者と他の研究者の2名となっているが、被告発者（筆頭著者）は当該他の研究者の承諾を得ないで共著者に加えていたという事実が認められた。なお、論文④は被告発者と当該他の研究者との共同研究の成果も取り上げた論文であることを踏まえ、故意によるものとまでは言えないものの、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる不適切なオーサiershipであると認定した。

4. 研究機関が行った措置

不正行為があったと認定した論文3報（論文②～④）の被告発者に対して、当該論文の取り下げを行うよう勧告した（論文①は取り下げ済み）。

被告発者は既に退職しているため、処分相当について、今後、本学の就業規則等を準用し、学内で検討を行うこととしている。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

今回の不正行為の発生要因としては、被告発者における研究倫理の欠如と研究者としての未熟さが最も大きな要因であると考えられる。なお、被告発者が不正行為を行った動機については、

調査委員会における調査においても解明することはできなかった。

(2) 再発防止策

再発防止策として、下記の対策を講じることとし、今後、具体的な方策・取組について検討、実施する。

1) 若手研究者を中心とした研究者教育の充実

学生時代から、論文の種類や研究分野に応じた書き方や作法があること、共著者の位置付けや役割、責任等をきちんと理解させる。

2) iThenticate の積極的・効果的な活用

本学では、平成 29 年度から剽窃チェックツールとして、iThenticate を導入している。今後、全ての教員が利用できるようユーザー数等を拡充するなどして、論文執筆に当たり、iThenticate の積極的な活用を図る。

3) 研究不正に係る FD (Faculty Development) の充実、論文執筆セミナーの実施

本学では、研究倫理教育について、APRIN が提供する教材を使った e-Learning の受講を平成 27 年度から全ての教員に義務付けるとともに、外部講師等を招いて教職員等（大学院生を含む）を対象とした研究倫理セミナーを平成 26 年度から開催している。この研究倫理セミナーも活用し、「盗用」、「オーサーシップ」及び「論文執筆」に関する研修の内容の充実を図る。

4) 部局ごとの不正防止の取組の検討、実施

研究分野の特性と部局の状況を踏まえ、以下の観点から、部局ごとに不正防止の取組を検討し実施していく。

- ① オーサーシップも含め研究を進める際の作法を改めて整理し、教育・啓発活動で徹底
- ② 論文の共著者の役割・責任についてオーサーシップの観点から問題はないか、論文の執筆過程における iThenticate 及び共著者間での確認を行ったか等について、自己点検シートなどによる自己点検と、適切な組織単位での確認